

伊勢市公報

第440号
令和6年3月5日
火曜日

目次

	頁
規則	
○ 伊勢市戸籍事務取扱規則の一部を改正する規則	2
告示	
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	5
○ 指定地域密着型サービス事業者の廃止について	6
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	7
公告	
○ 農用地利用集積計画について	9

伊勢市戸籍事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 3 号

伊勢市戸籍事務取扱規則の一部を改正する規則

伊勢市戸籍事務取扱規則（平成 17 年伊勢市規則第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「届書」を「届書等」に改め、同条第 1 項中「戸籍の届書等」を「戸籍の届書等（戸籍法（昭和 22 年法律第 224 号）第 120 条の 4 第 1 項に規定する届書等をいう。以下同じ。）」に改める。

第 5 条中「戸籍」を「交付請求を受けた戸籍」に、「交付請求」を「当該交付請求」に改める。

第 6 条の見出し中「交付」を「交付又は提供」に改め、同条第 1 項中「交付する」を「交付し、又は提供する」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行）

第 6 条の 2 本庁等は、設置の端末機で内容を確認し、戸籍電子証明書提供用識別符号（戸籍法第 120 条の 3 第 2 項に規定する戸籍電子証明書提供用識別符号をいう。）又は除籍電子証明書提供用識別符号（同項に規定する除籍電子証明書提供用識別符号をいう。）を発行する。

第 7 条を次のように改める。

（届書等の編綴等）

第 7 条 届書等は、本庁が編綴し、保管する。

- 2 届書等を受理した本庁又は総合支所は、届書等情報（戸籍法第 120 条の 4 第 1 項に規定する届書等情報をいう。以下同じ。）を作成して電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信する。
- 3 支所が受理した届書等に係る届書等情報は、本庁が作成して電気通信回線を通じて法務大臣の使用に係る電子計算機に送信する。
- 4 戸籍法施行規則（昭和 22 年司法省令第 94 号）第 48 条第 2 項の規定に

より送付すべき書類は、本庁が編綴し、津地方法務局伊勢支局に送付するものとする。

第8条第1号中「(昭和22年司法省令第94号)」を削る。

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

伊勢市告示第 18 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 2 月 21 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称
医療法人田中病院
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 看護小規模多機能型居宅介護・そねの家
所在地 伊勢市曾禰 1 丁目 7 番 9 号
- 3 指定の年月日
令和 6 年 2 月 20 日
- 4 サービスの種類
複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

伊勢市告示第 19 号

指定地域密着型サービス事業者から介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 78 条の 5 第 2 項の規定により、指定地域密着型通所介護事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 第 2 号及び介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和 6 年 2 月 28 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業者の名称
有限会社キュアオフィス
- 2 廃止する事業所の名称及び所在地
名 称 デイサービスセンターいそかぜ
所在地 伊勢市磯町 1023 番地 3
- 3 廃止の届出の受理をした年月日
令和 6 年 2 月 13 日 (事業所廃止年月日 : 令和 6 年 2 月 29 日)
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護

伊勢市告示第 20 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 6 年 2 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 6 年 1 月 31 日 午前 9 時	二見浦駅駐輪場 (伊勢市二見町三津地内)	3 台
〃	〃	宮町駅駐輪場 (伊勢市御菌町高向地内)	1 台
〃	令和 6 年 1 月 31 日 午前 10 時 30 分	五十鈴川駅 (伊勢市楠部町地内)	6 台
計			10 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内、伊勢市小俣町相合地内又は伊勢市御菌町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市公告第6号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定に基づき、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同項の規定により公告します。

令和6年2月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。